

個人住民税が変わります

平成19年から国から地方へへの税源移譲により、住民税の税率が変わります。所得の多少にかかわらず、一律10%に統一されます。



Q. どうして変わるの？
A. 三位一体改革によって税源移譲が行われます

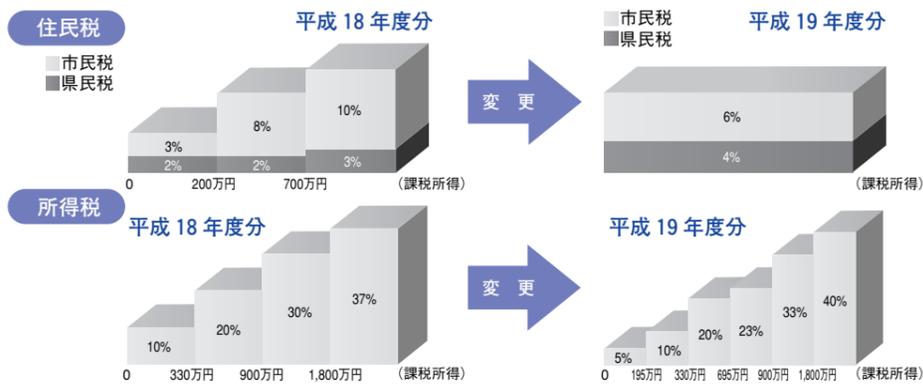
「地方のことは地方で」という方針のもと地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められている三位一体改革。その柱といえるのが、今回の税源移譲です。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の所得税から、地方の住民税へ約3兆円の税源が移譲されます。

Q. どう変わるの？
税負担はどうなるの？
A. 住民税の所得割の税率が10%に統一されます

住民税の税率は従来3段階の超過累進構造（例・課税所得500万円の方は200万円分までは5%、残りの300万円分は10%課税）になっていました。これを所得の多い少ないにかかわらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

【課税所得金額】
合計所得金額から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等の諸控除を差し引いた残りの金額を課税所得金額といいます。

【合計所得金額】
給与や年金は税法上「収入」と呼びます。「収入」から給与所得控除や公的年金控除を差し引いた金額の合計を合計所得金額といいます。



住民税の税率変更に伴い、所得税も4段階の税率を6段階に細分化し、一部の高額所得者を除きほとんどの人は、19年分所得税が減り、19年度分住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、住民税と所得税を合わせた税負担率は基本的に変わりません。

※ただし、定率減税等の特別減税の廃止により、税額が増える場合もあります。

A. 調整控除が創設されます

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除に差があります。税源移譲による負担増を調整するため、住民税と所得税の人的控除の差に応じた住民税の減額措置が講じられます。

◆住民税の課税所得金額が200万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の5%

①人的控除額の差の合計額
②住民税の課税所得金額

◆住民税の課税所得金額が200万円を超える人
「人的控除額の差の合計額（住民税の

課税所得金額「200万円」の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

税源移譲による負担増を調整するための調整控除

人的控除額の例	住民税	所得税	控除の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
老人配偶者控除	38万円	48万円	10万円
一般扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

Q. いつから変わるの？
A. 住民税は来年6月分から。所得税は課税方式の違いによりズレがあります。

▼給与所得者・年金受給者の場合
サラリーマンや年金受給者のように、毎月の給与や年金から税金が天引きされている方の所得税は、平成19年1月以降の給与・年金から、住民税は平成19年6月の給与または市から納税通知書で課税される分それぞれ実施されます。多くの人は、先行して所得税が減少し、

6月以降の住民税が増額されます。
▼事業所得者の場合
事業所得者の住民税は平成19年6月に市から納税通知書で課税される分、所得税は平成19年分確定申告分（平成20年3月の確定申告）から実施されます。多くの人は先行して住民税が増加し、翌年の所得税から減額されます。

◆定率減税が廃止されます
税源移譲以外の変更点

平成11年から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。



◆高齢者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた人）で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、平成17年度までは非課税でしたが、この措置が平成18

年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置

年度	課税状況
H17年度まで	非課税
H18年度	3分の1を課税
H19年度	3分の2を課税
H20年度以降	全額負担

平成19年度のあなたの住民税額を計算してみましょう

▶平成18年度の住民税額はいくらでしたか？

① 円

▶定率減税がないとしたらいくらだったのでしょうか？

①の金額	計算式
4,000円未満の方	4,000円
4,000円以上25万6000円未満の方	(①-4,000円)×1.081+4,000円
25万6000円以上の方	①+20,000円

②-①= 円

定率減税をしない場合の18年度の住民税額(概算)は？

▶平成19年度の住民税額はこうなります。

②の金額	計算式
6,500円未満の方	②の金額
6,500円以上10万4,000円未満の方	(②-4,000円)×2+1,500円
10万4,000円以上60万円未満の方	②+97,500円
60万円以上の方	(②+306,000円)×0.770+1,500円

③-②= 円

平成19年度の住民税額(概算)は？

▶税源移譲により増える(減る)額
③-②= 円 は、その分所得税が減り(増え)ます。

※このほか所得税・住民税の定率減税の廃止による影響があります。計算は目安です。※計算した税額はあくまで目安です。実際の税額は、収入や家族構成等により異なります。

※次に該当する人は、計算が異なります。○昭和15年1月2日以前に生まれた人で、平成17年中の所得金額が125万円以下の人
○土地の譲渡所得や株取引などの所得がある人 ○定率減税以外の税額控除がある人